

13 新幹線騒音の状況

新幹線鉄道から発生する騒音について環境基準の達成状況を監視すると共に、騒音や振動苦情が発生している地点の実態調査を行い改善要望の基礎資料とするため実施したものです。

1 調査方法の概要

- (1) 調査期間 令和6年5月～令和6年6月
- (2) 実施機関 郡山市環境保全センター
- (3) 調査地点

表1に示すとおり、東北新幹線沿線の6箇所、原則として新幹線軌道の中心から25m、50m、100m地点の距離別3地点、延べ18地点の調査をしました。

2 調査結果の概要

表1の後段に示すように、25m地点の5地点、50m地点の5地点、100m地点の2地点で環境基準を超過しました。

なお、騒音、振動による苦情が発生している地区について、東日本旅客鉄道株式会社に対して防音壁のかさ上げ等の改善要望を行っております。

表1 東北新幹線鉄道騒音調査

調査地区	環境基準 地域類型 (環境 基準値)	都市計画 用途地域	列車の 平均速度 (km/h)	調 査 結 果				全測定 本 数 上り・下り
				騒音レベル (デシベル)			振動レベル (デシベル)	
				25m 地点	50m 地点	100m 地点		
富久山町地区 (苦情地点)	I (70)	第一種住居地域	277	★ 79	★ 71	67	57	11・9
西田町鬼生田地区 (定点)	I (70)	都市計画区域外	298	★ 80	★ 75	★ 72	50	10・10
小原田地区 (苦情地点)	I (70)	第一種住居地域	273	★ 75	★ 72	★ 71	57	10・10
駅前地区 (苦情地点)	II (75)	商業地域	307	75	74	(85m) 70	58	9・11
笹川地区 (苦情地点)	I (70)	第一種住居地域	249	★ 75	★ 71	63	56	9・11
安積町日出山地区 (苦情地点)	I (70)	第一種住居地域	264	★ 77	★ 73	66	59	10・10

(注) 1 定点とは、継続的に環境基準をモニタリングするための地点であり、苦情地点とは、周辺住民から苦情があったため、状況調査を行っている地点です。

2 ★は環境基準を超える値です。

3 環境基準地域類型 I を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域。基準値は70デシベル以下です。

4 環境基準地域類型 II を当てはめる地域は、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域以外の地域であって I 以外の地域。基準値は75デシベル以下です。

5 振動について「新幹線鉄道振動対策」に基づく指針値は70デシベル以下です。